

第10回特別弔慰金の支給について

(戦没者等のご遺族の皆様へ)

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。請求期限を過ぎると弔慰金を受け取る権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

▽申請締切日

平成30年4月2日(月)

▽支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父

母等)がいない場合に、次の順位で最も順位が先の方
1.平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

4.1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があつた方に限ります。)

▽支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

※申込み・問合せ先

健康福祉課 社会福祉係
☎92-7964

家計の困りごと相談室が始まります(要予約)

9月から毎月第2木曜日に家計の困りごと相談室を開催します。

▽日時 9月14日(木)
午前10時~午後4時

▽場所 役場1階101会議室

県から委託された専門のスタッフが、税金や家賃の滞納、借金問題で悩んでいる方たちと、

※スタッフは常駐ではないため、相談室開催日前日の午後4時までにご予約ください。

※予約・問合せ先

健康福祉課 社会福祉係

☎92-7964



無料法律相談会

開催のお知らせ

佐賀県労働者福祉協議会では、県内勤労者とその家族の生活支援を目的に、弁護士による無料法律相談会を毎月1回、日曜日に開催しています。相続、労働、借金等の法律問題でお困りの方は、一人で悩まずに、ご相談ください。

▽日時

10月15日、11月19日、12月17日、平成30年1月21日、2月18日、3月18日(いずれも日曜日)午後1時~4時

▽場所

佐賀県労働会館 3階
(佐賀市神野東4丁目7-3)

▽弁護士

弁護士法人 朋楠・わかす法律事務所
辻泰弘 弁護士

※申込み・問合せ先

(二社)佐賀県労働者福祉協議会・ライフサポートセンターさが
☎0120-931-536
(相談は原則予約制です)

品川内科クリニック

◆東明館中学校学校医
◆久留米大学医学部非常勤講師

◆診療時間

土曜は12:30まで診療

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	●	●	●	●	●

◆診療科目:
内科、消化器内科、小児科

・胃カメラ
・高血圧・糖尿病
・各種健診

◆休診日:
土曜日午後、日曜日、祝日



お問合せ
☎0942-85-8334
〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘5丁目222番地
<http://www.shinagawa-c.com>

有料広告